



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年2月2日

令和7年10月1日にお知らせした以下の中四国ブロックの審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、その後、検討を重ねた結果、審査上の全国統一取決として一義的に取りまとめるべきものではなく、個々の診療報酬明細書の記載内容に応じ審査判断されるものとして、当ブロックにおける審査上の取扱いとしては削除することとなりましたのでお知らせします。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

| No. | 取扱い | 根拠 | 備考 |
|-----|---|--|-------------------------|
| 1 | 眼科手術における術前検査での胸部レントゲン撮影については2方向の撮影は認められる。 | 胸部レントゲン撮影は、術前検査の基本的項目の1つである。胸部レントゲン撮影で得られた情報は術中呼吸心拍管理の上でも重要な情報であり、2方向の撮影の診断的意義はあるため認められる。ただし、2方向の撮影について画一的に認めるものではなく個別症例による判断が必要である。 | 削除 (適用診療月:令和8年5月診療分) |

本件に関する問合せ先
中四国審査事務センター
外科・混合審査室混合審査課(TEL:082-576-8156)